

M・J・クスト著

『インドの外国企業——法と  
政策』

Mathew J. Kust, *Foreign Enterprise in India: Laws and Policies*, University of North Carolina Press, 1964, vi+498 p. Supplement, 1966, vii+108 p.

I

戦後、いわゆる開発途上諸国は、きそって経済計画を策定し、工業化を通じて自国の経済的自立を図ってきた。しかしこの実施に当たっては、必要資金を先進諸国あるいは国際的機関からの援助のみではどういまいかなきれないので、その相当部分を、民間ベースによる外国資本および技術の導入に頼らざるをえなかった。

だが、これら開発途上諸国は一方では外国からの民間投資を歓迎して、種々の外資優遇策を打ち出しつつも、他面、少なくとも基幹産業については、みずからの手でこれを支配・運営し、できれば、外国人投資全体をもしずれば自国経営陣の傘下に収めることを希望している。

このような二律背反的な要請にこたえる方法として、合弁企業、技術提携という協力のしかたは、急速な発展をとげた。インドもその例外ではない。すなわち1949年のネルー首相の外国資本と投資に関する声明および1956年の産業政策決議を通じ、一方において民間外国資本を歓迎し、かつ国有化に対する正当な補償を約しつつも他方において、重要産業の国家留保、外国人の過半数持株禁止、インド人雇用の優先等、外資の恣意的な流入を制御しようとしている。このような制度の中で、インドにおいても合弁企業・技術提携は、年々その数を増しつつある。

このような国家の規制下における合弁企業・技術提携の設定および運営に当たっては、その国の法制度についての十分な理解と政府の外資政策・経済開発計画についての把握が必要となる。にもかかわらず、従来、この問題についての法的側面からの考察は、けっして十分であったとはいえない。例をインドにとってみると、コロンビア大学が、Wolfgang G. Friedmann 教授を中心として行なった“Joint International Business Ventures”調査の一環として刊行された *Legal Aspects of Foreign Investment* 中の1章として、インドが取り上げられ

(R. A. Narayanan 弁護士著)、また国内においても、大原栄一編『アジアの経済法』(アジア経済研究所、研究参考資料第33集)や、日本エコフェ協会編『インドの経済関係法規概要——外国投資のための——』(エコフェ資料 No. 29)をはじめ、数においてはけっして少なくはないが、あるものは、単なる条文の翻訳にすぎず、あるものはきわめて簡単な解説書であるというふうに、そのいずれもがきわめて不完全なものであり、完全な法体系の把握の上に立って、しかも実際のケースをとおしての実証的調査を行なったものはみられなかった。その点この著書は、その要望にかなりの点でこたえている。

II

本書は、アメリカ国際法協会 (American Society of International Law) が、フォード財団の援助を得て行なっている海外投資についての法制的側面からの環境調査の最初の一冊である。目下、これに続いて出版され、または出版計画中の国としては、コロンビア (北カロライナ大学 Seymour W. Warfel 教授)、ナイゼリア (カリフォルニア大学 Paul O. Proehl 教授)、日本 (ワシントン大学 Dan Fenno Henderson 教授)、メキシコ (テキサス大学 Harry K. Wright 教授) の4カ国がある。

本書の著者 Mathew J. Kust は、弁護士で、現在は、ワシントンで主として渉外法務を担当しており、また1951年から1954年まで国務省の法律顧問としてニューデリーに勤務した。その意味で、法律実務とインドの現地感覚との両方の面での経験を兼ね備えており、この点で当をえた人選といえるかもしれない。このほか、前記のFriedmann教授をはじめ、各大学教授、弁護士、新聞記者、A I D、ランド財団等のスタッフが協力している。

III

本書は、次の15章からなりたっている。

1. 歴史的背景
2. 経済計画
3. 外国との企業提携
4. 基本的法体系
5. 財産権と営業権の保護
6. 産業の許可と規制
7. 新産業の保護
8. 外国為替管理
9. 企業組織

10. 資本発行統制
11. 税 制
12. 工業所有権
13. 労働法と労働政策
14. 石油および鉱産物についての規則と政策
15. 仲 裁

以上の構成にみられるように、450ページを越える本書は、インドの投資関係諸法の各分野にわたり、かなり網羅的な叙述と分析を具体的な政策の展開との関連で行なっており、しかもそれを現実の事例で裏付けようと試みている点、かなり意欲的であり、しかもそれはかなり成功しているといえよう。また本書の記述は、だいたい1963年末ごろまでで終わっているが、1966年に刊行された補巻は、その後1966年初頭までの事項を、まったく同じ章別に補充しているので、利用者は容易に新旧両巻を対照しうる点便利である。

#### IV

第1章では、主として、約200年のイギリス統治が、インド人の言語、思考方法、政治、行政、司法、経済におよぼした影響の深さについて述べ、その結果である公用語問題、議会民主主義、高文試験方式、司法権の独立、英法に基づく法体系の確立、植民地的収奪経済等が、その後のインドの歩みを規定付けたことを明らかにし、次章以下への問題の提起を行なっている。

第2章では、インドの経済開発の基本をなす5カ年計画について、簡単な素描を試み、あわせて、その計画策定の手続きと機構について解説し、外国援助の実情についても述べている。そして計画達成の阻害要因として、外貨不足、食糧不足および人口増の3点をあげている。

第3章は、外国との企業提携に関連して、まず1949年の外資に関するネルー首相の政策声明について説明し、次いで、企業提携を技術提携と資本参加の二種類に分け、独立当初は、インド側の潤沢な手持ち外貨と、外国側のインドの外資政策に対する危惧とから、技術提携のほうが多かったが、1958年の外貨危機を境として、ロヤリテイや機械の商業輸入等を資本参加に代える必要性、インド政府の外国投資促進政策、投資者側がインドの投資環境にしたいに好感を持ち始めたこと等があいまって、したいに資本参加がふえてきている傾向を指摘している。しかし1966年の補巻では、1962年の中印紛争以後、増税、金融引締めが強化されたため、インド側の株式引受けが困難となり、そのため多くの企業提携が中止、遅延また

はとりやめの憂き目のみ、そのため IDB, IFC, ICICI のような公的金融機関がみずから株式を引き受けたり、インド側パートナーの資質の低下を余儀なくされるという事態が目だちはじめたことを指摘している。

第4章では、インドの法構造の基本が、家族法の一部（ヒンズー法、モスLEM法の影響）を除き、イギリス法の影響を受けていることを前提としつつ、契約法、財産法、不法行為法、刑法、手続法および証拠法について、ごく簡単な説明を行なった後、独立後、発達をとげつつある行政法、経済開発立法に言及している。次いでインド憲法の素描を試みつつ、そのうちの重要規定である改正規定、司法審査権、指導原理、国際協定、外国貿易、州際貿易等については、それぞれ項を改めて説明している。ここで注目されるのは、土地収用法をめぐる財産権と経済開発上の土地の必要性との調和の問題に多くの紙数を費している点である。この議論は、この判断を裁判所の司法審査の範囲からはずした点とともに、きわめて問題の多いところであるが、比較的よくまとまっている。

第5章も、それと同様、憲法上の財産権、営業権の保護の問題を、法のものとの平等を定めた第14条、基本的人権を定めた第19条、財産権の保障の範囲を定めた第31条の相互関係から説き起こし、独立当時の土地改革、経済建設のための土地や企業の接収をめぐる政府対地主、企業主、あるいは行政府対立法府のこれら諸条文をめぐる争いが、ついに憲法の第1次および第4次の改正により、司法審査の対象からはずされるに至る経過がいくつかの判例をあげながら手ぎわよく描写され、次いで、従来の産業国有化の事例（航空、銀行、生命保険、金鉱山）を具体的に検討し、その補償がだいたい妥当であったことを例証しようとして、投資保証条約（1959年）の締結とあわせて、その安全性を強調している。

第6章は、著者が本書中、最も力を入れ、またわれわれにとっても最も興味深い部分で、実用的にも役だつ部分である。まず最初に、1956年産業政策決議の説明を行ない、国と民間との分担関係を明らかにしたあと、政府の産業政策の根幹をなす1951年産業（開発・規制）法の解説と、その具体的な許可申請手続きについて、詳細に説明を加えている。そして、このきわめて複雑な手続きが、実際の企業提携の上で、相当大きな阻害要因になっていること、政府が簡素化に努めている事例が Swaminathan 委員会の勧告を参照しつつ述べられている。このあと記述は、この産業許可制度が具体的にどのような動機、基準に基づいて、どのような形で実施されているかという問

題を、いくつかの基準をあげつつ、きわめて具体的に例証しようとしている。すなわちその免許の基準として、(1)産業政策、(2)計画上の重点、(3)地域配分、(4)外貨との関連、(5)国内資源の可能性、(6)拡張か、新設か、(7)経済力集中の防止、(8)輸出適応能力の有無、(9)国防上の考慮、(10)外国との提携は最少限に、(11)外資の割合（できるだけ50%以下）、(12)優先株や借款の形の参加は長期据置でないと認めない、(13)ロヤリティや技術料についての制限、(14)ロヤリティ、技術料の代わりに資本参加の評価の妥当性、(15)資本参加、ロヤリティ、技術料についての総合的制限等があげられている。

この中で、著者は事例の分析の中から、いくつかのおもしろい結論を引き出している。すなわち(1)国家部門に留保されている産業でも、石油や小工業なら、民間にも許可される、(2)優先産業でも外貨手当て、または輸出の見込みがなければ許可されない、(3)しだいに新設よりも拡張が重視されている、(4)外国側が提供するものが高度な技術や高価なものであるときは、過半数の株式保有も可能であるが、上限は74%である(特別決議を防ぐため)、(5)借款は3～5年据置、10～15年返済、優先株は10年以上据置でないと許可されない、(6)ロヤリティの協定期限は10年以内、純売上上の5%以内等である。次いで産業(開発・規制)法が1953年改正法で導入した企業の接收権が事例に基づいて検討され、その手続き、所管が不明確であることに懸念を表明しつつも、これが外資企業に適用されたことはないことを強調している。最後に、物資統制の2大立法である1951年産業(開発・規制)法と1955年重要物資法の適用状況および1962年の中印紛争に伴う緊急措置による物資統制について、それぞれ具体的な品目をあげている。

このあと第7章以下は、個々の法令の説明を歴史的沿革を交えつつ行なっている。すなわち第7章は、関税、輸入管理、輸出振興を、第8章は、外国為替管理を、第9章は、会社法を、第10章は、資本発行統制法を、第11章は、税制の変遷および現状ならびに外資に対する優遇措置について、第12章は、特許権、意匠権、商標権等のいわゆる工業所有権法について、第13章は、労働諸法規について、第14章は、石油と鉱産物の開発関係法規について、それぞれ素描を行ない、最後に第15章では、仲裁手続きについて、ごく簡単に触れている。

## V

以上が、本書の構成の概要であるが、前にも述べたと

おり、その内容は従来その例をみないほど充実しており、今後この方面に進出しようとする企業家および法律実務家にとって、好個の手引書であるとともに、今後この問題を調査研究しようとする学究にとっても必読の書となろう。ただ気のついた点を二、三述べておきたい。

第1に、本書は、せっかく、インドの法体系にかなりまともに取り組みながらも、取引上の基本法規のいくつかを、ほとんど触れることなく落としている。英米法系の国民にとっては自明の理なのかもしれないが、取引の基本原則たる契約法、動産売買法、不法行為法、手続法たる民事訴訟法、あるいは流通証券法等には、ぜひ触れてもらいたい気がする。またできれば企業提携の協定文についても、具体例に則してもう少し検討が加えられる必要があろう。本書の範囲には属さない事項かもしれないが、いずれかの機会にぜひ取り上げて欲しいと思う。

第2に、これはけっして著者の責任ではないが、せっかくの補巻も、ちょうど1966年6月のルピー平価切下げの直前で終わっていることである。それ以後、産業許可の続き・範囲、物資統制の範囲、輸入政策、税制等について大幅な改訂が加えられ、第4次5カ年計画が実質的に棚上げされている現状、さらには総選挙における国民会議派の大幅後退による政治地図の塗りかえ、および中央と州の関係の緊迫化、未曾有の食糧危機等の諸事情は、本書の補巻をすらすら、すでに陳腐化しつつある。これらの点を加味した新しい版が近い将来付加されることを著者に望みたい。

最後に、これも本書の限界であるが、やはり、アメリカ人の眼をとおして見たインドであるという感じは否定できない。たとえば、中印紛争を簡単に「中国のインド侵略」ということばでかたづけている点はともかくとしても、インドの新聞がきわめて自由な立場にいる点、インドの議会民主主義が最良の民主主義の形態であり、永続するものであるという指摘も今一つのきめの細かさが欲しいし、官僚的形式主義(レッドティピズム)の悪評高いインドの官僚組織を世界で有数のものと賞賛し、かつその汚職が法廷に持ち出される回数が少ないことだけを理由に官僚の清廉潔白を立証しようとする点も、いささかほめ過ぎのきらいがあるのではなからうか。独占禁止立法のないことを、インドのよい点の一つに数えたのも、インド人の間に強まっている経済力集中排除の声に一顧だも与えていない点である。しかしこのことによって、本書の真価はけっして損なわれるものではない。

(図書資料部参事 林 一信)